

いわて中山間賞授与要領

（目的）

第 1 この要領は、県内の中山間地域において、地域の個性を活かした活性化の取組を行い、成果をあげている集落等に対して賞を授与し、当該取組を広く紹介することにより他地域への波及を図り、もって本県中山間地域の振興に寄与することを目的とする。

（賞の名称）

第 2 賞の名称は「いわて中山間賞」（以下「中山間賞」という。）とし、知事が授与するものとする。

（中山間賞の対象）

第 3 中山間賞の対象は、県内の中山間地域において、農業生産活動を行っている集落等とする。

（候補調書の提出）

第 4 広域振興局の農政担当部長又は農林振興センター所長は、農業改良普及センター所長及び農村整備室長と連携の上、中山間賞の候補を選定し、いわて中山間賞候補調書（別紙様式）を、毎年度、別に定める日までに農業振興課総括課長に提出するものとする。

（選考の方法）

第 5 知事は、中山間賞を授与する集落等を決定するに当たり、あらかじめ、岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会の意見を聴くものとする。

（選考の基準）

第 6 選考の基準は、次のとおりとする。

- (1) 集落等の話し合いを通じて、将来の目指す姿が共有されていること。
- (2) 農業生産活動を通じ、耕作放棄の防止等の活動や水路・農道の管理などが行われていること。
- (3) 集落等において、女性や若者の参画等による地域の個性を活かした活性化の取組が行われていること。

（受賞集落等の紹介）

第 7 知事は、中山間賞を受賞した集落等の取組について、当該取組の他地域への波及を図るため、各種広報媒体を通じて広く全県下に紹介するほか、その内容を事例集として取りまとめるものとする。

（庶務）

第 8 この要領に基づく庶務は、農林水産部農業振興課において処理する。

（その他）

第 9 この要領に定めるもののほか、中山間賞の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。